

○吉田町産業振興事業費補助金交付要綱

平成25年4月1日

要綱第13号

改正 平成26年9月1日要綱第38号

平成28年3月31日要綱第23号

平成29年3月31日要綱第20号

(趣旨)

第1条 町長は、町の産業の振興を図るため、商工業等の活性化に大きく貢献する事業を実施する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象団体等)

第2条 補助の対象となる団体等は、町内に事務所、店舗、工場等を有し、次条各号で定める事業を行おうとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第4号に該当する団体等は、次条第4号に該当する事業を実施する場合に限り、補助対象とする。

(1) 吉田町商工会、ハイナン農業協同組合、南駿河湾漁業協同組合、静岡うなぎ漁業協同組合、吉田町煮干組合、吉田町菓子組合等の公共的団体

(2) 個人事業者が複数で連携する任意団体

(3) NPO法人及び一般社団法人

(4) 新規に創業を予定しているもの又は申請時に創業の日から1年を経過しないもの

2 前項第4号に規定するものとは、町内において創業を予定し、又は創業の日から1年を経過しない個人、団体若しくは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「新規創業事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者で、申請日において20歳以上のもの

(2) 町税等の滞納がない者

(3) 許認可等を必要とする業種の創業にあっては、既に当該許認可等を受けているもの

(4) 創業を予定している事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与することとなるもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体等が町内において実施する事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、第1号及び第2号に該当する事業を実施する場合は、当該事業において開発した商品を物産販売施設等に積極的に出品展示し、販売委託等を行い、及び広域的に普及させる活動を行うものに限る。

(1) 特産品開発事業

吉田町の特産物又は風土、歴史、文化、技術伝統等、地域の独自性や特異性等の地域資源（以下「地域資源等」という。）を活かして加工し、又は製造され、町の情報発信につながる特産品又はおみやげ品を開発し商品化する事業とする。

(2) 6次産業化事業

第1次産業者が自ら生産物に付加価値を付け、地域資源等を活かした地域性の高い商品の開発及びサービスの提供を行う事業とする。

(3) イベント交流事業

特産品又は地域資源等を町内外に広く宣伝し、地域の活性化又は観光客の誘客促進を目的として開催するイベント交流事業で、かつ、当該事業に要する事業費の総額が50万円以上であり、集客人数がおおむね5千人以上で賑わいの創出が期待できる事業とする。

(4) 新規創業事業

新規創業事業者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出書を提出し、又は法人の設立により事業所等を設置し、新たに開業する事業とする。

(5) その他商工業の活性化に資するものと町長が認める事業

(補助対象外事業)

第4条 補助の対象とならない事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 国、県及び町の他の制度により補助金の交付を受けている事業又は交付を予定している事業
 - (2) 新商品として独自性に欠ける商品の開発事業
 - (3) 政治活動、思想普及又は反社会的活動を行う事業
 - (4) 伝統的催事に類する事業
- (補助対象経費、補助金額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額等は、別表に掲げるとおりとする。ただし、食糧費、事務費、人件

費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持管理費は含まないものとする。

- 2 前項に規定する補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、吉田町産業振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業着手前に、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号又は様式第2号の2）
- (2) 事業費内訳（様式第3号）
- (3) 団体（個人）調書（様式第4号）
- (4) 算出根拠に見積書等を徴取した場合はその写し
- (5) 第3条第3号に規定する事業を実施する場合は、日時、催事内容、会場図面等
- (6) 第3条第4号に規定する事業を実施する場合は、住民票の写し（団体においては、構成員全員のもの。法人においては、代表者のもの）、町税の納税証明書（団体においては、構成員全員のもの）、営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）及び改装工事前の事業所等施設写真
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(調査)

第7条 町長は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(交付の決定)

第8条 町長は、補助対象事業の内容を吉田町産業振興事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）で審査し、吉田町産業振興事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）をもって交付の可否を申請者に通知するものとする。

- 2 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、第3条第1号及び第2号に該当する事業を審査する場合は、町長が指名する職員を審査員に加えることができる。

町長、副町長、総務課長、企画課長、産業課長

- 3 審査会は、町長が議長となり、過半数以上の委員の出席をもって審議を行うものとする。

- 4 審査会の庶務は、産業課において処理する。

(変更の届出)

第9条 申請者は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、吉田町産業振興事業費補助金事業計画変更承認申請書（様式第6号。以下「変更承認申請書」という。）に必要な書類を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業を実施しなくなった場合
- (2) 補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合（ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、経費の配分の20%以内を変更する場合を除く。）

2 町長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、審査会に諮り、吉田町産業振興事業費補助金実施計画変更承認申請に係る決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の通知を行うことによって事前に交付された補助金を返還させる事由が生じた場合は、吉田町産業振興事業費補助金返還命令書（様式第8号。以下「返還命令書」という。）により申請者に通知し、返還させなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、吉田町産業振興事業費補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号又は様式第10号の2）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 実施写真
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 第3条第4号に規定する事業を実施した場合は、税務署に提出した開業届出書の写し（法人においては、登記事項証明書及び定款）
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、吉田町産業振興事業費補助金交付確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 申請者は、前条の確定通知を受理したときは、当該受理日から2週間以内又は補助金の交付の確定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに吉田町産業振興事業費補助金交付請求書（様式第13号）を町長

に提出し補助金を請求するものとする。ただし、補助対象事業の目的を達成するために特に町長が必要と認めるときは、交付決定額の2分の1を限度とし、概算払を請求することができる。

- 2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、吉田町産業振興事業費補助金概算払交付請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第13条 申請者は、補助対象事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 第3条第4号に規定する事業を実施する場合は、補助金の交付を受けた年度終了後1年以上事業を継続しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、審査会に諮り、交付した補助金の全部又は一部を返還命令書により返還させなければならない。ただし、申請者の責めによらない不測の事態により交付の決定を受けた内容のとおり補助対象事業を実施できなかった場合で、審査会が認めるとときは、この限りでない。

- (1) 補助対象事業を実施しなかったとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 政治活動、思想普及活動又は反社会的活動を行ったことを確認したとき。
- (4) 前条第2項の規定を満たさないとき。
- (5) その他不正の行為があったとき。

- 2 申請者は、前項に規定する返還命令書を受理したときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（事業状況報告）

第15条 第3条第4号に規定する事業を実施した場合は、補助事業の実施年度の翌年度終了後速やかに当該年度の決算書を提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日要綱第38号）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第23号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日要綱第20号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業の区分	補助対象団体等の区分	補助対象経費の区分	補助率	補助金額	備考
1 特產品開発事業	公共的団体、個人事業者が複数で連携する任意団体、NPO法人及び一般社団法人	報償費、原材料費、消耗品費、印刷費、借上料、賃料・使用料、外部委託料、機械装置・工具器具費、備品購入費、役務費その他の経費	補助対象経費の2／3以内の額	1事業当たり100万円を上限とする。	
2 6次産業化事業	公共的団体、個人事業者が複数で連携する任意団体、NPO法人及び一般社団法人	報償費、原材料費、消耗品費、印刷費、借上料、賃料・使用料、外部委託料、機械装置・工具器具費、備品購入費、役務費その他の経費	補助対象経費の2／3以内の額	1事業当たり100万円を上限とする。	
3 イベント交流事業	公共的団体、個人事業者が複数で連携する任意団体、NPO法人	報償費、原材料費、消耗品費、印刷費、借上料、賃料・使用料、	補助対象経費の1／2以内の額	1事業当たり100万円を上限とする。	同一事業内容による同一団体に対する補助金の交付は、年

	人及び一般 社団法人	外部委託料、 備品購入費、 役務費その 他の経費			間1回限りと する。
4 新規創業 事業	創業を予定 している、又 は創業の日 から1年を経 過しない個 人、団体及び 小規模事業 者	事業所等の 開設に係る 設備、機械装 置等の購入 費、設備設置 費その他事 業所等開設 に係る経費 (建物及び 土地の購入 費を除く。)	補助対象経 費の1／2以 内の額	1事業当たり 50万円を上 限とする。	同一事業内 容による同 一事業者に に対する補助 金の交付は、 1回限りとす る。
5 その他商 工業の活 性化に資 するもの と町長が 認める事 業	公共的団体、 個人事業者 が複数で連 携する任意 団体、NPO法 人及び一般 社団法人	報償費、原材 料費、消耗品 費、印刷費、 借上料、賃貸 料・使用料、 外部委託料、 備品購入費、 役務費その 他の経費	補助対象経 費の2／3以 内の額	1事業当たり 100万円を上 限とする。	

様式第1号(第6条関係)

吉田町産業振興事業費補助金交付申請書

年　月　日

吉田町長　　様

所在地
名　称
代表者　㊞

年度において吉田町産業振興事業を実施したいので、補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

1 事業名 _____

- 2 補助対象事業名 特產品開発事業・ 6次産業化事業・ イベント交流事業
 新規創業事業・ その他の事業
- ※該当する事業にチェックをしてください。

3 事業費及び補助金交付申請額

補助対象事業名	特產品開発事業	6次産業化事業	イベント交流事業	新規創業事業	その他の事業
事業に要する経費の総合計額 (総事業費)	円	円	円	円	円
補助対象経費の合計	円①	円①	円①	円①	円①
補助金交付申請額の計算	①×2/3 円②	①×2/3 円②	①×1/2 円②	①×1/2 円②	①×2/3 円②
補助金交付申請額 (千円未満の端数は切捨て)	円	円	円	円	円
	(②と100万円を比較していざれか少ない方の額)			(②と50万円を比較していざれか少ない方の額)	(②と100万円を比較していざれか少ない方の額)

様式第2号(第6条関係)

事業計画書（特産品開発事業・6次産業化事業・イベント交流事業）

団体等の名称		
事業名		
実施期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
事業内容 (具体的に記載してください。)		
事業目的及び期待される効果 (この事業に取り組もうと考えた動機、地域から求められている理由等を含めて記載してください。)		
次年度以降の事業展開		

※イベント交流事業を実施する場合は、事業内容が同一のものについては、年度内の補助金交付は1回限りです。

様式第2号の2(第6条関係)

事業計画書(新規創業事業)

事業所等の名称	
事業開始(予定)日	年 月 日
業種	
事業内容 (具体的に記載してください。)	
従業員等	人
事業目的及び期待される効果 (この事業に取り組もうと考えた動機、地域から求められている理由等を含めて記載してください。)	
取扱商品・サービス	
事業のセールスポイント	
次年度以降の事業展開	

※事業内容が同一のものについては、補助金交付は1回限りです。

※金融機関等に提出した事業計画書がある場合は、添付してください。

様式第3号(第6条関係)

事業費内訳

1 収入の部

単位：円

費目	予算額	備考
計		

2 支出の部

単位：円

費目	予算額	備考
補助対象経費		
補助対象経費計		
補助対象外経費		
補助対象外経費計		
総事業費		

※団体等の年間予算ではなく、申請に係る事業収支のみを記入してください。

※補助対象経費の欄には、別表の補助対象経費の区分を記入してください。

様式第4号(第6条関係)

団体(個人)調書

団体(個人)名		
所在地連絡先	氏名	
	住所	
	電話	FAX
	事務担当者名	
設立年月日	年 月 日	
会員等	人	
活動実績	年度	
	年度	
	年度	

※会員等の欄は、申請者が団体の場合に記入してください。

※活動実績の欄には、過去の補助対象事業名を記入してください。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

吉田町長

印

吉田町産業振興事業費補助金(交付・不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉田町産業振興事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業名

2 交付決定額 円

(3 不交付の理由)

様式第6号(第9条関係)

吉田町産業振興事業費補助金事業計画変更承認申請書

年　月　日

吉田町長　　様

所在地
名　称
代表者　㊞

年　月　日付け　第　号により補助金交付の決定を受けた吉田町産業振興事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

4 変更事業費及び変更補助金交付申請額

	変更前	変更後
事業に要する経費の総合計 (総事業費)	円	円
補助対象経費の合計	円	円
補助金交付申請額	円	円

- ※ 特產品開発事業又は6次産業化事業を実施する場合は、補助率2/3、上限100万円
- ※ イベント交流事業を実施する場合は、補助率1/2、上限100万円
- ※ 新規創業事業を実施する場合は、補助率1/2、上限50万円
- ※ その他の事業を実施する場合は、補助率2/3、上限100万円
- ※ 全ての事業において千円未満の端数は切捨て
- ※ 必要に応じて参考資料を添付してください。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

吉田町長

印

吉田町産業振興事業費補助金実施計画変更承認申請に係る決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった吉田町産業振興事業費補助金実施計画変更承認申請書について、次のとおり変更して交付することを決定したので通知します。

1 事業名

2 変更の内容

3 既交付決定額 円

4 変更決定額 円

様式第8号(第9条、第14条関係)

第 年 月 号 日

樣

吉田町長

印

吉田町産業振興事業費補助金返還命令書

年　月　日付け　第　号をもって交付決定した吉田町産業振興事業費補助金について、次のとおり返還を命ずる。

1 事業名

2 返還を命ずる額

四

3 返還を命ずる理由

4 返還後の交付決定額

四

5 収支期限

様式第9号(第10条関係)

吉田町産業振興事業費補助金実績報告書

年　月　日

吉田町長　　様

所在地
名　称
代表者　㊞

年　月　日付け　第　号により補助金の交付決定を受けた吉田町産業振興事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

様式第10号(第10条関係)

事業実績書(特産品開発事業・6次産業化事業・イベント交流事業)

団体(個人)名		
事業名		
実施期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
事業内容 (事業計画書の内容を転記してください。)		
事業実施内容 (実施した内容をできるだけ詳しく、参加人数等を加えて記入してください。)		
事業目的及び期待される効果に対する成果、課題及び今後向けた取組		
備考		

様式第10号の2(第10条関係)

事業実績書(新規創業事業)

事業所等の名称			
事業開始日	年 月 日		
業種			
事業内容 (具体的に記載してください。)			
従業員等	人		
取扱商品・サービス			
主な販売先・取引先			
初期投資経費の報告			
項目	金額	内容	領収書番号
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	円		

※初期投資経費とは、事業所等の開設に係る設備、機械装置等の購入費、設備設置費その他事業所等開設に係る経費をいう(建物及び土地購入費を除く。)。

様式第11号(第10条関係)

収支決算書

1 収入の部

単位：円

費目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

2 支出の部

単位：円

費目	予算額	決算額	比較増減	備考
補助対象経費				
補助対象経費計				
補助対象外経費				
補助対象外経費計				
総事業費				

※補助対象経費の欄には、別表の補助対象経費の区分を記入してください。

様式第12号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

吉田町長

印

吉田町産業振興事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった吉田町産業振興事業費補助金については、次のとおり確定したので通知します。

1 事業名

2 交付確定額 円

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

吉田町長

様

団体名
所在地
代表者㊞
電話番号

吉田町産業振興事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定を受けた吉田
町産業振興事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 事業名			
2 交付請求額	円		
	交付決定額	円	
	既交付額	円	
振込先	金融機関名		支店
	口座種別	当座・普通	
	口座番号	No.	
	フリガナ 口座名義人		

様式第14号(第12条関係)

年 月 日

吉田町長

様

団体名
所在地
代表者 ㊞
電話番号

吉田町産業振興事業費補助金概算払交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた吉田
町産業振興事業について、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 事業名			
2 概算払請求額	円		
	交付決定額	円	
3 概算払の理由			
振込先	金融機関名		支店
	口座種別	当座・普通	
	口座番号	No.	
	フリガナ 口座名義人		

※概算払請求額は、交付決定額の2分の1以内の額

